

報道関係者 各位

令和4年9月9日
【照会先】
人材開発統括官付
技能実習業務指導室
室長 渡部 幸一郎
適正化指導専門官 佐藤 明士
(代表電話)03(5253)1111(内線)5879
(直通電話)03(3595)3395

技能実習法に基づく行政処分等を行いました

出入国在留管理庁と厚生労働省は、令和4年9月9日付けで、エーワン興業株式会社、木立 弘二、藤川 浩史、有限会社丸幸、有限会社レディスファッションヨシダに対し、技能実習計画の認定の取消しを通知しました。

詳細は、下記のとおりです。

記

<技能実習計画の認定の取消しの内容（詳細は別紙1から別紙5）>

- 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - エーワン興業株式会社（代表取締役 渡辺 守）
 - 木立 弘二
 - 藤川 浩史
 - 有限会社丸幸（代表取締役 千葉 浩）
 - 有限会社レディスファッションヨシダ（代表取締役 吉田 昌男）

2 処分等内容

[1(1)に対する処分等内容]

技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和4年9月9日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[1(2)に対する処分等内容]

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和4年9月9日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[1(3)に対する処分等内容]

技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和4年9月9日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[1(4)に対する処分等内容]

技能実習法第16条第1項第1号、第2号及び第5号の規定に基づき、令和4年9月9日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[1(5)に対する処分等内容]

技能実習法第16条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、令和4年9月9日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 別紙1 技能実習計画の認定の取消しの内容 (エーワン興業株式会社)
- 別紙2 技能実習計画の認定の取消しの内容 (木立 弘二)
- 別紙3 技能実習計画の認定の取消しの内容 (藤川 浩史)
- 別紙4 技能実習計画の認定の取消しの内容 (有限会社丸幸)
- 別紙5 技能実習計画の認定の取消しの内容 (有限会社レディスファッションヨシダ)
- 別紙6 参照条文